

富士見町町民応援振興券事業 特定事業者（取扱店）募集要項

1. 発行の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家計の負担軽減を図るため、町内の小売店舗等で使用可能な町民応援振興券を、町民ひとりあたり 3,000 円配付する。

2. 事業主体

富士見町

3. 振興券の種類

全店対応券

- | | |
|-------|--|
| ①用 途 | すべての取扱い店舗で利用できる券種 |
| ②発行総額 | 約 43,500,000 円（14,500 人×3,000 円） |
| ③発行部数 | 約 14,500 シート |
| ④発行単位 | 3,000 円／1 セット（500 円券 6 枚綴り） |
| ⑤使用期間 | 令和 6 年 4 月 25 日（木）～令和 6 年 10 月 31 日（木） |
| ⑥発行対象 | 令和 6 年 4 月 10 日時点で住民登録のある者
（異動があっても登録のない者は対象となりません） |

4. 振興券の利用対象外

- （1）不動産や金融商品
- （2）商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- （4）国税、地方税や使用料などの公租公課

5. 特定事業者（取扱店）の参加資格

- （1）下記①、②のすべてに該当する事業者（個人・法人等）を対象とする。
 - ①町内に店舗等をもつ事業者（業種は問いません）
 - ②下記の要件に該当しない事業者
 - a) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
 - b) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - c) 上記「4 振興券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者

d) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(2) その他、町長が特別の理由があると認める事業者

6. 特定事業者（取扱店）の責務等

(1) 利用者が利用期間中に振興券を持参した場合は、振興券額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に、以下のとおり取り扱う行うこと。

- ① 未使用券であるかを確認する。
- ② 見本券と照合し、相違がない事を確認する。
- ③ 再流通防止のため、利用者から受け取った振興券は、裏面の指定欄に特定事業者（取扱店）が判別できる押印をする。
- ④ 裏面に既に押印がある振興券は、受け取りを拒否する。（取り消し線や訂正印も不可）
- ⑤ 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに事業主体に報告する。取引終了後、偽造券である事を発見した場合は、直ちに事業主体に通報し、当該偽造券を引き渡す。尚、偽造券は清算することができない。
- ⑥ 振興券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- ⑦ 特定事業者（取扱店）が振興券を受領した時の直接換金は禁止する。
- ⑧ 事業主体が行う調査（アンケート等）に協力する。
- ⑨ 事業主体が定めた規則等や指示を遵守する。
- ⑩ 受け取った振興券の盗難・紛失は特定事業者（取扱店）の責任とする。
- ⑪ 換金にあたっての振興券枚数の確定は、事業主体が点検した枚数を優先する。

7. 厳守事項

- (1) 振興券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 振興券を現金化しないこと。
- (3) 振興券の額面に満たない場合でも、釣銭を出さないこと。
- (4) 不足分は現金などで受取ること。
- (5) 利用期間を過ぎた振興券は受け取らないこと。
- (6) 振興券の紛失や盗難について、事業主体は一切の責任を負わない。
- (7) 破損、修繕のある振興券は換金できない。券を受け取らず、利用者に富士見町役場（産業課商業観光係）での交換を勧めること。

8. 特定事業者（取扱店）登録申請手続について

(1) 申請方法 (個人事業主、法人共通)

この募集要項に同意のうえ、以下の書類を富士見町役場（産業課商業観光係）へ提出してください。

- ①特定事業者（取扱店）登録申請書兼誓約書（別記様式1号）
- ②振込口座登録書

(2) 募集期間

(一次) 令和6年2月13日（火）～令和6年3月1日（金）

- ・一次募集期間内にお申し込みいただいた店舗については、振興券と一緒に全世帯に配布するチラシに店舗名を掲載いたします。

(二次) 令和6年3月4日（月）～使用期限終了まで

- ・振興券と一緒に全世帯に配布するチラシには店舗名が掲載されません。
- ・町HPや役場窓口で配布するチラシ等には、追加掲載をいたします。

9. 換金について

- (1) 換金方法 特定事業者（取扱店）に登録後、町役場からお送りする「特定事業者（取扱店）登録証」をお持ちの上、「振興券換金請求書」と換金する振興券（取扱店名を押印）を富士見町役場（産業課商業観光係）へご提出ください。後日、指定する口座に換金額を入金いたします。なお、換金手数料はかかりません。

※請求書の印は登録申請書兼誓約書の印と同じものをお使いください。

- (2) 換金期間 令和6年4月25日（木）から令和6年11月29日（金）

平日9時から17時

※換金期間を過ぎた振興券は無効といたします。

<問合せ先>

〒399-0292 富士見町落合 10777

富士見町役場 産業課 商業観光係（2階12番窓口）

TEL 0266-62-9342

FAX 0266-62-4481

Mail kankou@town.fujimi.lg.jp